

「新合格講座使用教材 楽習スルーノートNo.064」から
第44回本試験【選択式】健保法 空欄Eの出題が **的中** しました!!

LEC教材掲載内容(抜粋)

楽習スルーノート No.064 p.2

- ① 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業のH収支の均衡を図る上で不適當であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更のF認可を申請すべきことを命ずることができる。
- ② 厚生労働大臣は、協会が①の期間内にF認可の申請をしないときは、I 社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

本試験出題はこうでした!

選択式 健康保険 E

2 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県におけるD ⑬健康保険事業の収支の均衡を図る上で不適當であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更を申請すべき事を命ずることができる。

厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請をしないときは、E 社会保障審議会 の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

的中!